
監 査 だ よ り Vol.54 (令和3年度 第3回)

岩手県監査委員事務局 令和4年1月発行

本号では、今年度の定期監査において指摘や注意が多い事務の中から、3事例について紹介
します。内部統制の取組にご活用いただき、適正な事務処理に努めましょう。

☆ 予 備 監 査 事 例 か ら ☆

◇支出命令の不適當

支給基準日（6月1日）に復職した職員に、勤勉手当を支給していなかったもの

【事例の概要】

勤勉手当は、基準日（6/1、12/1）に在職する職員に対し、勤務期間に応じて支給されます。

育児休業（12/2～5/31）から6月1日に復職した職員への勤勉手当は、基準日（6/1）に勤務していたことから勤務日が1日となり、100分の5の期間率で支給すべきでしたが、除算期間（12/2～5/31）を誤って6箇月と算出したことで、勤務期間が0日となり、支給していませんでした。

※除算期間（育児休業期間：12/2～5/31）は、5箇月と30日になります。

今回、月数が5箇月と日数が30日であったことから、日を月に換算する場合の考え方をもって30日を1箇月と換算し、除算期間を6箇月と誤ったものです。

◇勤勉手当について

勤勉手当は、一般職の職員の給与に関する条例第39条において、基準日に在職する職員に対し、基準日（6/1、12/1）以前6箇月以内の期間における勤務に応じて支給すると規定されています。

基準日に復職した場合は、勤務日が1日となり、期末手当及び勤勉手当に関する規則別表第2の規定により、勤務期間が15日未満の期間率100分の5で支給する必要があります。

勤勉手当＝(基礎額(給料月額等)+監督加算+職務加算)×期間率(0～100)×成績率(任命権者が定める。)

◇債務の履行確認の不適當

指定管理業務において、管理報告書に基づき履行確認を行ったが、指定管理業務の一部が実施されていないことに気づかず、確認が不十分なまま報告を承認し、指定管理料の精算を行っていたもの

【事例の概要】

委託業務の履行確認は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、契約内容に適合しているか確認するべきでしたが、指定管理者から提出された報告書では、基本協定に規定している「法令等に義務付けられている点検業務」の一部について「未実施」と報告されていたものの、その内容を十分に確認しないまま報告を承認し、指定管理料の精算を行っていました。

◇契約事務の不相当

委託業務の執行に当たり、変更事由が生じていたものについて変更契約を行っていなかったもの

【事例の概要】

警備業務委託において、警備員の増員を予定していたイベントが中止になったため、それに
応じて変更契約を行うべきでしたが、変更契約を行わないまま履行確認を行い、委託料を支払
っていました。

◇進捗確認について

進捗確認は、受託者と緊密に連携を図り、定期的な報告等による事業進捗の確認や監督・
助言・指導を適宜実施し、仕様書どおりの内容となっているか確認する必要があります。

また、確認の結果、業務内容に変更が生じた場合は、必要に応じて変更契約を行う必要が
あります。

～委託事業事務処理基本共通マニュアル～

◇履行確認について

会計規則第115条（検査）関係で、検査員は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書
類に基づき、品質、規格、性能、数量等が契約の内容に適合しているかどうかを確認する行為
とされていますので、履行確認が形骸化し、不十分とならないように注意する必要があります。

☆ 財産登録（立木）について ☆

財産事務は、日常的に行う会計事務とは異なり、財産台帳への登録手続きが見落とされやすい
傾向にあります。

定期監査においても、取得した財産が台帳に登録されていない事例が散見されました。

今回は、植栽管理業務委託を行っていた立木が財産台帳に登録されていなかった事例から、立
木の登録基準についてお知らせします。

◇敷地内に植えた立木の財産登録

立木は、仮植中のものを除き、土地に定着している立木のうち、以下のいずれかの基準に該
当するものは、財産登録を行います。

- ①地上高 1.2m の直径 10 cm
- ②1本あたりの見積価格が1万円を超えるもの
- ③森林造成の目的をもつもの

～財産事務ポータル～

☆ 監査委員の異動について ☆

岩手県の監査委員は、識見委員2名と議会選出委員2名の4名が選任されていますが、令和
3年10月に議会選出の監査委員に異動がありました。

令和元年9月から約2年間にわたり監査委員を務めていただきました軽石義則委員と神崎浩
之委員が10月4日付けで退任され、翌5日付けで岩淵誠委員と佐々木茂光委員をお迎えして
いますのでお知らせします。